

訪問看護ステーション天竜運営規程 (介護予防)

(事業の目的)

第1条 医療法人弘遠会が開設する訪問看護ステーション天竜（以下「ステーション」という。）が行う指定介護予防訪問看護（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「要支援者」という。）に対し、かかりつけの医師が指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は利用者の心身の特性を踏まえて、全面的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在は、次の通りとする。

- (1) 主たる事業所：
名 称 訪問看護ステーション天竜
所在地 浜松市天竜区二俣町二俣 2396-56
- (2) 出張所（サテライト）
名 称 訪問看護ステーション天竜サテライト
所在地 浜松市天竜区二俣町 1569-28

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管 理 者 看護師 1名
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する
- (2) 職 員 看護師 2.5名以上
ケア計画に基づき、訪問看護計画の作成、実施及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 実情必要人数を配置する
ケア計画に基づき、リハビリ計画の作成、指導、実施、評価を行う
- (4) 事 務 職 員 1名（常勤専従）
必要な事務を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、事業者医療法人弘遠会職員就業規則に準じて、定めるものとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から金曜日
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 休日夜間体制 電話等により常時連絡が可能でかつ、必要時に緊急訪問の出来る体制をとる。

(介護予防訪問看護の提供方法)

第6条 介護予防訪問看護の提供方法は次の通りとする。

- (1) 介護予防訪問看護の利用希望者が、かかりつけの医師に申し込み、医師が交付した介護予防訪問看護の指示に基づいて、看護計画を作成し介護予防訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または、家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。

(介護予防訪問看護の内容)

第7条 指定介護予防訪問看護の内容は次の通りとする。

- (1) 病状、障害、全身状態の観察。
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話。
- (3) 床ずれ予防、処置。
- (4) 認知症患者の看護。
- (5) 療養生活や介護方法の助言。
- (6) カテーテル等の交換、管理。
- (7) 日常動作リハビリ運動。
- (8) その他、在宅療養を継続するために必要な医師の指示による医療処置

(緊急時等における対応方法)

第8条 看護師等は、介護予防訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(利用料、その他の費用の額)

第9条 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。

尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 地域外から走行距離により徴収(最短距離走行)

1 km…50円×走行距離+消費税

但し、片道10kmを超えた場合は定額1000円+消費税を上限とする。

- 3 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、同意する旨の文書に署名、押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、浜松市天竜区、浜松市浜北区一部(赤佐・鹿玉・北浜・中瀬)、磐田市豊岡地区を地域内とする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 訪問看護ステーション天竜は、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、質の保証ができる業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修

- (2) 継続研修

- 2 職員は業務上、知り得た秘密を保持する。

- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は管理運営委員会に基づいて審議し、運営法人にて決裁するものとする。

(苦情処理)

第 12 条 指定介護予防訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定介護予防訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定介護予防訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

第 13 条 利用者に対する指定介護予防訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 14 条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 ステーションはサービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第 15 条 ステーションはサービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない。

- 2 ステーションはやむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上でその態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に伴い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症予防の取り組み)

第 17 条 事業所は、当該指定訪問看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、研修及び訓練の実施等必要の措置を講じる。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 9 月 2 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 5 月 2 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 1 0 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 1 1 月 1 0 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。